

裁判員裁判と刑法

2016年6月25日～7月23日（全5回）
毎週土曜日13時～14時30分（質疑応答も含む）

コーディネーター：松澤 伸（早稲田大学法学学術院教授）
会場：早稲田キャンパス 8号館B107教室（地下1階）



趣 旨：

2009年から裁判員制度が実施され、市民が刑事裁判に参加するようになりました。裁判員が参加することにより、刑事裁判の手続はもちろん、そこで適用される刑法の解釈論のあり方も、大きく変化してきています。刑法の専門家である学者・実務家も、この変化について議論を重ね、最近では、充実した研究成果が積み重ねられてきています。

刑法の解釈論では、専門的な理論が用いられるため、市民にとっては、その理解が必ずしも容易ではない面がありますが、裁判員制度が市民の刑事裁判参加制度である以上、その理解は十分可能であり、また、可能でなければならぬと考えます。

本講座では、将来、裁判員として刑事裁判に参加する可能性がある方、刑法のわかりやすい現在の姿について知りたい方、刑罰制度の適用状況や市民と刑法との付き合い方に興味のある方、刑法を学び始めた若い法律学徒の方等々、広く裁判員制度や刑法に興味のある方を対象に、「裁判員裁判と刑法」と題して、裁判員制度時代における刑法解釈および刑法適用のあり方、市民に求められる刑法の知識や考え方について、刑法学界や刑事実務の現場において蓄積された研究成果を、わかりやすく市民の皆さんにお伝えしたいと考えています。

第1回 6月25日(土) 刑法と裁判員——問題の所在

松澤 伸（早稲田大学法学学術院教授）

裁判員制度が導入されると同時に、思弁的・観念的な性格を持ってきた我が国の刑法解釈論も、市民にわかりやすいよう変わっていかねばならないことが意識されるようになりました。その変化の過程を、法科大学院の開設を含む司法改革の状況も交えつつ追っていきます。そして、現在、裁判員にわかりやすい刑法解釈論として、実際に何が問題となっているのか、総論的に問題を提起します。

第2回 7月2日(土) 犯罪の成立を基礎づける事情について

高橋 則夫（早稲田大学法学学術院教授）

どのような行為が犯罪となるか。この問題に答えるために構成されるのが犯罪論ですが、その犯罪の成立を基礎づける事情については、裁判員にとって、非常にわかりにくい内容も含まれています。「罪を犯す意思」である「故意」、複数の者が犯罪に関与する「共犯」は、その代表格です。これらの問題について、判例の状況をふまえて、現代的観点から解説します。

第3回 7月9日(土) 犯罪の成立を阻却する事情について

橋爪 隆（東京大学法学部政治学研究科教授）

一見、犯罪が成立しているように見えても、例外的に犯罪が成立しない場合があります。正当防衛であるとか、責任能力がない、といった理由により、犯罪とはならない——そんなニュースを聞いたことがあるかと思います。具体的なケースごとに様々に変化するこうした問題について、近年の重要な裁判例や最新の研究成果を紹介しながら、わかりやすく解説します。

第4回 7月16日(土) 市民の規範意識と裁判員裁判

松原 英世（愛媛大学法文学部教授）

裁判員が代表するのは、市民の規範意識です。市民感覚を反映した、市民の納得を得られる裁判を実現するため、裁判員制度が導入されたともいえるでしょう。多数の実態調査で得られたデータや、犯罪学理論を駆使して、裁判員制度と市民の規範意識の実像に迫ります。

第5回 7月23日(土) 裁判員裁判と量刑

稗田 雅洋（東京地方裁判所部総括判事）

裁判員の感覚が最もダイレクトに反映される領域は、刑の重さを決定する量刑かもしれません。実際に、裁判員制度が導入されてから、量刑は変化してきました。裁判長として裁判員裁判に関わってきた経験をふまえて、裁判員時代における量刑の現状と今後のあり方について講義します。